

平成 29 年 第 9 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 29 年 9 月 5 日 (火) 午後 2 時 00 分			
場 所	別府市役所農業委員会室			
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之			
議 事				
	日程第 1 議事録署名委員の指名			
	日程第 2 議案事項			
	<p>議案第 1 号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 2 号</p> <p style="padding-left: 20px;">農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について</p> <p>議案第 3 号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p style="padding-left: 40px;">1 農地法第 3 条の 3 の規定による届</p> <p style="padding-left: 40px;">2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p style="padding-left: 40px;">3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届</p> <p>報告第 1 号</p> <p style="padding-left: 20px;">開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>			
	日程第 3 その他			
出席委員	7 名	※ 番号は議席番号		
	1 番	齊藤 孝一	2 番	佐藤 進蔵
	3 番	園田 喜久男	4 番	恒松 直之
	5 番	星野 賢一	6 番	久保 賢一
	7 番	浜川 和久		
出席職員	事務局長	宮森 久住	補佐	吉田 悠子 主任 吉岡 千紘

	午後 2 時 00 分 開会
局 長	<p>それでは、只今より平成 29 年第 9 回別府市農業委員会総会を開会いたします</p> <p>す</p> <p>本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
会 長	<p>先月のホルトホール大分での研修会は、皆さん大変お疲れ様でした。</p> <p>急用が入り、私は出席できず、ご迷惑をおかけしました。</p> <p>さて、今年、豪雨、落雷、竜巻など、全国的に異常気象となっておりますが、日田市においては、7 月の豪雨による水田や用水路といった農地関連の被害額が少なくとも 37 億 5 千万円になるとの報道がありましたが、別府市においても同様の事態が、いつ起こっても不思議ではありません。</p> <p>このような、事態に備え、推進委員の皆さんと連携を取りながら、常に農地の状況を把握する必要があるのではと考えております。</p> <p>また、今年、猛暑の中、農地パトロールを行いました、大変お疲れ様でした。</p> <p>まだ残っている地区もありますが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今後は、パトロールの結果を踏まえ、農地利用意向調査を行っていかねければなりません。</p> <p>皆さんにご協力願ひすることもあろうかと思ひますので、よろしくお願ひします。</p>

また、6月14日に堀田公民館前の前農業委員西本さん所有の畑に前農業委員で、芋苗を植えましたが、現在ではかなり成長いたしております。

本日は総会終了後に皆さんとつる上げを行いたいと思っております。

時間的には、30分程度で終了するものと思われまので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

堀田公民館の駐車場を開放していただくよう西本さんへお願いいたしておりますので、そちらへ駐車してください。

また、10月20日(金)の9時から農業委員・推進委員・事務局で芋掘りを行いたいと考えております。

雨天の場合は、翌21日(土)の9時から行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでありますので、5番星野委員、6番久保委員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

これより会議を開きます。

本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」が1件、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が1件、議案第3号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」で、「農地法第3条の3の規定による届」が1件、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が2件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が4件でございます。

	<p>最後に、報告第1号として、「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が5件でございます。</p> <p>それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定についてです。</p> <p>それでは、申請番号1番より説明いたします。</p> <p>番号1 利用権を設定するもの、別府市大字東山△番地 ○○○○ 利用権を受けるもの、別府市東山1区△組 ○○○○です。</p> <p>利用権を設定する土地は、農用地区域、大字東山字中居△番 田（畑）△㎡、場所は、東山一区です。</p> <p>また、利用権の種類は、賃借権、利用方法は、畑として 期間は、2017年9月5日から2027年9月4日までの3年間です。</p> <p>利用権を設定する理由ですが、利用権を設定するものは、遊休農地だったこの土地で、○○氏が新規就農するとのことで平成19年3月から利用権を設定しており、平成29年3月でその期間切れとなったため、再度利用権を設定することとなった。受ける者は、平成19年3月から利用権を受けて就農しており、今後も継続するため。というものです。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第1号について、何かご意見はございませんか。</p>
委 員	意見なし
議 長	それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。

議 長	<p>別にご異議もないようですので、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第1号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議についてです。</p> <p>番号1番 申請人の住所・氏名 貸付人 別府市大字浜脇△番地 〇〇〇〇、職業 農業 借受人 別府市大字浜脇△番地 〇〇〇〇、職業 自営業</p> <p>土地の区分は、市街化調整区域、 届出の土地は、大字浜脇字竹ノ下△番 畑（雑種地）366㎡ 場所は、赤松△組 下池の北側になります。この土地は農用地区域以外の農地であって、甲種農地、第1種農地に該当しない、中山間地域に存在する生産性の低い農地のため、第2種農地となります。</p> <p>施設の概要は、自己住居建築用地として110㎡ です。 転用の時期は、許可あり次第です。</p> <p>申請の理由は、借受人の〇〇氏は貸付人の〇〇氏の息子で、農業後継者でもあり、現在同居中である。上水道未整備地域であるが、この土地ではボーリング工事等行わず現状で井戸水が使用できる。現在の住まい(実家)から約50mの距離であり、互いの住居の様子も比較的容易に確認できる。〇〇氏所有の他の土地では傾斜地もあるため土地整備及び住宅建築により多くの資金が必要になる。以上の理由から、この土地に〇〇氏の自己住宅建築をするため、農地転用いたしたい。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>また、この件に関しまして、星野委員が事務局と現地視察を行っておりますので、状況説明をお願いします。</p>

星野委員	<p>8月24日（木曜日）農地パトロールの際に恒松会長と、安部推進委員及び事務局職員の4名で現地確認をいたしました。</p> <p>申請地は、赤松集落の中の梅畑であり、申請者本人も農業後継者であることから、住宅建築のための転用許可は妥当である旨3人で確認いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>星野委員からの状況説明を受けまして、議案第2号について、何かご意見はございませんか。</p>
委員	意見なし
議長	それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届です。</p> <p>番号1番 申請人 福岡県行橋市西泉一丁目△番△号 ○○○○</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、大字東山字津留△番 畑（畑）△㎡ 外20筆 合計△㎡です。</p> <p>場所は山の口△組です。</p> <p>権利の取得日は平成29年7月28日、相続により所有権を取得しました。</p> <p>あっせん希望はありません。現在東山パレットに貸付中です。</p> <p>届出の日は、平成29年8月4日です。</p> <p>続きまして、2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。</p> <p>番号1番 申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業 無職</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>申請の土地は、大字鶴見字下森山△番、畑（宅地）△㎡</p> <p>場所は通称、実相寺△組、○○から北へ350m付近です。</p>

施設の概要は、自己住宅用地の一部として 13 m²、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 8 月 16 日です。

番号 2 番 申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業 無職
土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字鶴見原△番、畑（宅地）△m²

場所は通称、鶴見町△組、○○の南東になります。

施設の概要は、宅地用地として共同住宅 木造 2 階建（2 棟）270.34 m²、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 8 月 18 日です。

続きまして、3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

譲渡人 別府市光町△番△号 持分 2 分の 1 ○○○○職業 無職

譲受人 別府市末広町△番△号（有）○○ 取締役 ○○○○、職業
建築工事業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字桑ノ元△番 田（畑）△m²

場所は通称、馬場△組、○○から東へ 150m 付近です。

施設の概要は、販売住宅用地として 木造 2 階建 延べ面積未定、
専決年月日は、平成 29 年 7 月 26 日です。

番号 2 番

譲渡人 大分市中央町△丁目△番△号 ○○○○、職業 会社役員

譲受人 大分市大字岡川△番地 ○○○○、職業 会社役員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字岡△番 田（雑種地）△m²

場所は通称、小倉△組 ○○の西側です。

施設の概要は、△番は駐車場、△番は庭園用地として、盛土の後整備
△m²

専決年月日は、平成 29 年 7 月 31 日です。

番号 3 番

譲渡人 別府市南町△番△号 ○○○○、職業 無職

譲受人 別府市大字南立石△番地 (有)○○ (代)○○○○、職業 不動産業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字竹ノ脇△番 田(雑種地) △㎡

場所は通称火売△組、○○から北東へ 20m 付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として 2 区画 363 ㎡

専決年月日は、平成 29 年 8 月 2 日です。

番号 4 番

譲渡人 豊後大野市三重町百枝△番地 ○○○○、職業 無職

譲受人 別府市大字南立石△番地 (有)○○ (代)○○○○、職業 不動産業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字竹ノ脇△番 田(雑種地) △㎡です。

場所は通称火売△組、○○から北東へ 20m 付近で、番号 3 番の隣地です。

施設の概要は、宅地分譲用地として 2 区画 300 ㎡

専決年月日は、平成 29 年 8 月 2 日です。

以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。

最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する 協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について
番号 1 番

申請者の住所 玖珠郡玖珠町大字山田△番地 ○○○○

開発区域 別府市大字鉄輪字ダラギ△番 外 2 筆 合計△m²

場所は大観山△組、〇〇から北東へ 200m 附近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 共同住宅 2 棟

事務局の所見 申請地は農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、隣接地に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じたときは、責任を持って対処してください。

番号 2 番

申請者の住所 東京都品川区大崎一丁目△番△号 (株)〇〇(代)〇〇〇〇

開発区域 別府市上人仲町△番 外 3 筆 合計△m²

場所は上人西△組、〇〇から南へ 150m 附近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 店舗用地 1 棟

事務局の所見 申請地は農地を含むため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、隣接地に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じたときは、責任を持って対処してください。

番号 3 番

申請者の住所 福岡県福岡市博多区築港本町△番△号 〇〇(株) (代)〇〇〇〇

開発区域 別府市大字内竈字野畑△番 外 36 筆 合計△m²

場所は内竈△組、〇〇から北へ 200m 附近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 太陽光発電事業

事務局の所見 申請地は農地を含むため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号4番

申請者の住所 福岡県福岡市中央区大名二丁目△番△号 (株)○○ (代)○○○○ 外3名

開発区域 別府市大字鶴見字前田△番 外4筆 合計△㎡

場所は小倉△組、○○から北西へ300m附近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 温泉施設、事務所、駐車場

事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地か確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号5番

申請者の住所 佐賀県唐津市西唐津△ (株)○○(代)○○○○

開発区域 別府市大字南立石字長畑ケ△番 外1筆 合計△㎡

場所は観海寺△組、○○から南西へ300m附近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 バイナリー発電所

事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。以上です。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。

議長 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後2時55分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長

署名委員 5 番 委 員

署名委員 6 番 委 員
